

1. 議事日程（令和4年第1回北広島町議会定例会）

令和4年3月11日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問
日程第2 議案の訂正について

一般質問

《参考》

佐々木 正 之 ①これからの農業は
②ヤングケアラーの支援に向けた対策について
伊 藤 淳 第2次長期総合計画の後期基本計画の策定について
美 濃 孝 二 ①保険会社による北ホテル法面崩壊の調査結果及び今後の対応
は
②第2次長期総合計画（後期基本計画）及び施政方針を問う

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 伊 藤 立 真	3 番 敷 本 弘 美
4 番 中 村 忍	5 番 佐々木 正 之	6 番 山 形 しのぶ
7 番 美 濃 孝 二	8 番 梅 尾 泰 文	9 番 伊 藤 淳
10 番 服 部 泰 征	11 番 宮 本 裕 之	12 番 湊 俊 文

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 正 法	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 榎 原 ナギサ	大朝支所長 小 椿 治 之	豊平支所長 細 川 敏 樹
危機管理課長 野 上 正 宏	総務課長 川 手 秀 則	財政政策課長 植 田 優 香
管財課長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 沼 田 真 路	税務課長 矢 部 芳 彦
町民課長 大 畑 紹 子	福祉課長 芥 川 智 成	保健課長 迫 井 一 深
農林課長 宮 地 弥 樹	商工観光課長 中 川 克 也	建設課長 竹 下 秀 樹
上下水道課長 寺 川 浩 郎	消 防 長 日 田 靖 成	学校教育課長 植 田 伸 二
生涯学習課長 西 村 豊	会計管理者 細 居 治	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染防止、拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。学校教育課長より発言の申し出がありますので、許します。学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 昨日、中村議員質問への答弁の中で、留守番電話の各校設置状況につきまして、全校設置しておりますとお答えしましたが、現状、全校の設置に至っていない状況でございました。訂正につきまして、どうぞよろしく願いいたします。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 4番、中村忍です。留守番電話の設置については、令和2年3月に周知された内容でありますので、早急に対応するとともに、進捗管理を適切に行って、働き方改革の一層の推進に努めていただきたいと思います。また今後、議場での答弁については一層丁寧に精査して行われることを求めます。以上です。
- 議長（湊俊文） 次に、梅尾議員より発言の申し出がありますので、これを許します。梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。昨日の一般質問の私の発言の中で、この町が水稻ができなくなって憂う状況にありますよという時に、荒廃地というふうに言わなくてはならなかったところ、廃墟というふうに言っておりますので、すみませんが、字句の訂正よろしく願いしたいと思っております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

- 議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。5番、佐々木議員の発言を許します。
- 5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。先刻質問を通告しておりましたので、私は、これからの農業はと、それからヤングケアラーの対策について、2点質問をさせていただきたいと

思います。まず、これからの農業です。昨日も同僚議員から農業のことに関して具体的な例を挙げて説明がありましたが、私は、具体的な例はあまり挙げずに、総体的な質問したいと思います。北広島町長期総合計画では、活力ある農業のまちづくりを目標に、新規就業者の育成、支援、農地の集積推進、法人同士の連携、大型農家の連携など地域の実情に応じた新たな受け手になる組織づくりを検討するとあります。それで、1つ目に中山間地域において、主力世代であった昭和一桁世代の引退で担い手が減りつつある現状があります。これらの課題についてどう思われているか、お知らせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業従事者の担い手不足、高齢化といった問題は全国的な問題で、本町においても、2020年農林業センサスによります農家数は1916戸で、5年前と比較しまして544戸減少しております。農家数の減とともに担い手も減少している状況でございます。一方で、10から20ha及び30から50ha以上の集積する経営体につきましては、9経営体の増の状況で、農地の集積も一部では進んでいる状況であります。しかしながら、担い手不足によります優良農地の耕作放棄地の拡大でありますとか、農業従事者の高齢化によります農作業事故の増加が懸念されていますので、この対策について取り組んでいく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今、数字を上げて言っていただきましたが、地元からの生産、生活を支える施設が消えていくなど、問題が多いことは承知しております。道路の保全是50年ぐらい、それから圃場整備はもう30年以上たっております。これらのことを縦割りで課題対策をせずに、各課共同でなくして行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 圃場整備が経過いたしまして、水田をはじめといたしまして、農業施設につきましても老朽化等は始まっている状況でございます。農林課の事業としましては、中山間直接支払事業でありますとか、多面的機能支払交付金事業を活用してもらいまして、そういった指示のほうお願いしているところでございます。また建設課のほうにおきましても、施工補助の補助金等もございまして、そういったところも連携しながら、そういった施設等の維持につきましても、連携しながら取り組んでいる状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をしました。次に小規模農家、それから高齢化集落も消える現状であります。その対策として何があるのか、これをお知らせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業従事者の高齢化が進む中で、本町の優良農地の耕作放棄地の発生をいかに防いでいくかが大きな課題であるというふうに認識しております。この対策としまして、法人間の広域連携や農業参入企業、新規就農者、いわゆる半農半Xなど、多様な担い手の確保に向けて取組が必要であるというふうに考えております。他の地域の優良事例でありますとか、そういった研究及び北広島町新規就農総合対策事業の推進によります新規就農者の確保とともに、今後につきましてはスマート農業によります省力化、軽量化、精密化、高品質な生産の取組につきましても、実証試験等の検証踏まえながら、本町に適したスマート農業の推進を進めていきたいというふうに考えております。併せて、今後につきましては若い人を雇用する農業

企業体の育成も必要であるというふうに考えております。一つの目安でございますけれども、集落法人は100ha、個別企業体につきましては40haの経営体の取組に向けて今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 少し前までは役場や各施設の間に、その地域の顔となるような広場の空間があったように思われます。小さな集落では神社の境内、お寺がその役割を果たしていたかもしれませんが。しかし近年、道路網の発達や市町村の合併によりこの町の中心はどこだろうと思うような寂しい町並みが増えてきております。そこには、各地域で小さな拠点づくりがあり、自然に合う空間を育てるのが大事だと思いますが、農業に関してもそのような認識はございませんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業の経営と併せまして、そういった農村の魅力を併せた憩いの場ということも必要であるというふうには感じております。農村公園もそういったこの位置づけだと思いますけれども、そういったところについても、また整備等が、維持等も必要であるというふうに考えております。また、関係各課とも、そういった憩いの広場が農村の核とした憩いの広場というところも魅力発信というところがございますので、そういったところも関係機関と連携しながら検討していければというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 一方で望みが消えたわけではありません。農村への関心が高まり、移住に関心を持つ人が増えたと聞いております。この田園回帰の広がりに向けて、行政として頑張るべきことは何でしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町におきましては、新規就農総合対策事業や農業次世代人材育成投資事業、中山間地農業ルネッサンス事業を活用いたしまして、町内外から新規就農者の確保に努めているところでございます。今後とも確保に向けて、広島市の近郊地域、夏の冷涼な気候を生かした農産物の生産等の本町の魅力発信の取組を進めていきたいというふうに考えております。また、令和4年度におきましては、国の事業等活用しながら、町内企業、団体、個人等が連携しました新たな協議会を立ち上げまして、連携によります農業を核とした地域活動計画の策定、地域資源の活用等に向けての取組もまちづくり推進課とも連携しながら進めていく予定としております。農業と併せました地域活性化の取組等によりまして、田園回帰の広がりに向けての取組につきましても進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 田園回帰の広がりについて、今後の施策が具体的なものがあれば教えていただきたいというふうに思いますが、令和4年度では、全部でなくてもよろしいですが、全国のお米コンテストとか、野菜の出荷センターの計画とか、そういう情報を聞いております。少しお話をいただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 令和4年度におきましては、選果場整備の支援等についても取組を進めていきたいというふうに考えております。JAが整備いたします千代田地域のミニトマト、芸北地域の大玉トマトの選果場に対する支援を行いまして、先ほど述べました北広島町の冷涼な

気候を生かした高品質なトマト、ミニトマトの出荷によります産地強化を図っていきたくて思っています。そういった取組を通じまして、若い人を中心に、新たな人が安心して農業経営ができるような支援を取り組んでいきたいというふうに考えております。お米コンテストにつきましては、現在、計画をしている状況でございますけれども、全国規模の日本で一番おいしいお米のコンテストを開催いたしまして、そういった中で、北広島町の米の品質向上、食味向上に向けて取り組むことによりまして、そういった中で、新たな担い手の確保にもつなげていきたいというふうに思っております。併せまして、北広島町のPR等も行いながら、関係人口、交流人口の増にもつなげていければというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 初めて全国のお米コンテストを開催されるということで、いろいろ課題はあるとは思いますが、北広島町がお米の生産地だというようなPRはぜひしていただきたいというふうに思います。次に、農業の後継者に向けての楽しい暮らしや、つながりのある地方創生に向けての方策があるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業後継者の確保のみならず、活力のある産業の創造と成長、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを推進していくため、担い手育成事業、新規就農総合対策事業等の様々な施策に取り組んでいるところでございます。また、国におきましては、新しい農村政策の構築の中で地域資源をフルに活用した農山漁村初のイノベーションの推進でありますとか、農村集落の協働活動の推進や農村地域づくり事業体への育成及び実現に向けての支援策等も示されたところでございます。今後これらの事業につきましても研究をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） つながりとして、行ってみたいような地域づくり、若い人が住みやすいイメージづくりなどもあると思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課としましては、まずは農業で経営できるようなそういった支援をしていきたくて思っております。そういった中で、地域のつながりにつきましては、農業を中心としながら、また地域のつながりについても、そういったところにつきましては関係各課とも連携しながら、若い人を新規就農研修生等、あるいは新規就農で始める人のところにつきましては、そういったところも連携しながら取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ぜひ実現可能にしていきたいというふうに思います。最後に、田舎に目を向けるきっかけ、情報提供、また定住の窓口の整備、ほかにも医療や教育の充実が必要と考えられておりますが、町としての考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワークの経験等踏まえて、地方移住や二地域居住、またワーケーションなどへの関心が高まっている中、本町においてもこれらを促進するため、移住、定住を希望する方に対して、しっかりとその情報を伝える取組を行うとともに、移住地として選んでいただけるような環境の整備に取り組んでまいり

たいと考えております。まず、情報提供につきましては、県及び関係団体と連携した情報発信に取り組んでおります。また、国土交通省が取り組んでおります全国二地域居住促進協議会に参画するなどして、広く情報発信に取り組んでおります。相談窓口体制につきましては、2名の暮らしアドバイザーにより対応させていただいております。現在では、電話による相談や直接面会するなどの対応をしておりますが、今後はオンラインによる相談や案内を実施するなど、相談者のニーズに寄り添った相談体制をより強化していくことを検討しております。また地域の関係者等と連携した情報発信にも取り組みたいと考えております。環境整備につきましては、光ファイバー網の整備による高速インターネット環境の整備や空き家に対する整備補助金の充実、高校生以下の医療費の助成や教育の充実など、子育てのしやすい環境整備に取り組んでおります。いずれにいたしましても、総合的に施策に取り組み、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思われ、選んでいただける町を目指してまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊 俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 田園回帰を促す大きなきっかけにつきましてもたくさんありますが、祭りや芸能などの地域文化の伝承も必要だと思っております。子どもや若者がどう関わり、それが地元に残る人たち、あるいは都会に出て田舎に帰ってくる選択肢になればなというふうに私は思っております。次に、2番目のヤングケアラーの支援に向けた対策について質問をします。まず、この放送を聞いていらっしゃる皆さん、ヤングケアラーとは何ぞやと。最近横文字が日本語になっておりますので、私も今回の議員研修と、それからヨーロッパ、フィンランドが出してあります子ども向けの絵本を入手しまして、これを引用して質問をさせていただきます。これは、ちょっと小学生には難しい本でありますけれども、中学生、高校生、これらが絵を描いて、いろんな対応した人が書かれた本であります。これを中心に質問をさせていただきたいというふうに思っております。まず、ヤングケアラーとは、慢性的な病気や障害、精神的な問題などを抱える家族の世話をしている18歳未満の子どもや若者が対象とされております。これを厚生労働省やヤングケアラーに関わる自治体で実態調査をされております。中学生の生活に関するアンケート調査は、2020年12月から2021年2月に実施をされておりますが、中学校では、全国の学校を1000校、それから高校では全日制の高校、全国ですが、350校をピックアップしてアンケートされているような状況であります。それでは、ヤングケアラーが生まれる要因としては、少子化問題や核家族の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の要因があると伺っております。こうした中で、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことで、本来の生活や教育に影響があるといった課題があります。ヤングケアラーの早期発見、支援につながる取組が今後求められているというふうにあります。ヤングケアラーの実態に関する調査研究によりますと、世話をしている家族がいると回答したのは、中学生で5.7%、それから高校で4.1%の結果であります。その中には、世話をしているも自分のやりたいことの影響は特にないという子どもが多数いる一方で、世話の頻度については、ほぼ毎日しているというのが中高生で5割、平均1日当たり、世話をする費やす時間については、1日平均7時間以上世話をしているが、それも1割に満たない。実際には、本人がヤングケアラーとしている自覚がない人がほとんどなんです。調査によりますと、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々一人で抱え耐えている状況があるといったようなことがあります。そういった中で、中高生に実態把握のアンケートは町内では行われましたで

しょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 中学生に対しましては、ヤングケアラー直接のアンケートは実施しておりませんが、生活アンケートや担任、養護教諭等との面談や通信、日々のコミュニケーションを通して生徒の家庭での生活状況や精神状況の把握に努めています。高校生に対しましてはアンケートや実態把握は行っておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） この質問を書いて提出した後に、国のほうでも、国会で質問がございました。新聞等ご覧になった方はご存じだと思いますが、ヤングケアラーの支援が教科対策の授業に創設が盛り込まれるというようなことができないのかというような質問がありましたところ、文部科学省のほうから、教育委員会が積極的な調査実施に関わり、福祉課との連携が適切になされるよう指導、助言を行い、全国的な実態把握の充実に努めたいというような答弁がありました。それから、今後実態に応じてヤングケアラーを発見するための着目点や支援のつなぎ方などマニュアルにまとめて、来年度の後半には周知したいというような答弁もございました。これは急にお話したわけですから、回答はもらえませんが、実際ヤングケアラー、日常で会われた人の体験がありますので、少し述べさせていただきたいと思いますが、あまり長くは発表しません。Aさんとして、小学校3年生の時にお母さんが介護の障害と診断を受けまして、錯覚や、見て暴れてしまう。それからお母さんを置き去りにしたり、過呼吸になっているお母さんの口を袋で押さえたり、薬を飲ませたり、夜間には、お母さんが錯覚を見ることが増えたので、お母さんのそばにいつもついて、トラブルに対応した。自殺をするんじゃないかと、こういうふうな事例があった少女がいます。それが学校の生活にも影響を受けまして、お母さんがいつ起きるんだろうか、それかどこかに出ていくんじゃないかと。そういう介護をしながら自分も勉強していかなければならない。そして携帯も目覚ましも持っていなかったんで、学校に行く時間朝寝坊して遅刻をするというような状況が増えてきたというような事例があります。こういった家庭での生活をなかなか身近な人が、身近な人というか、第三者が確認できないのは事実なんですけど、こういったケア、見過ごしを学校の教員では子どもと接する時間が長く、それから発見しやすいような立場にあるんじゃないかというようなことで、教員へのヤングケアラーの概念の周知はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 教職員にはヤングケアラーの理解促進に係る通知や研修案内などを学校を通してその都度発出するとともに、校長研修会、教頭研修会、生徒指導担当者会などを通じて指導助言を行っています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 研修等でなさっていることということございますが、例えば保護者との面談、各種事業等、それから保護者が関わる機会において、保護者との対応はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校では配慮を要する児童生徒、また、その保護者との接触に努めておりまして、学校、教育委員会、福祉課、保健課、こども家庭センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師などと各関係機関や専門家と連携に努めて、把握に

対応に努めております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後の質問になりますが、共同活動、それからコミュニティ・スクール等での地域住民への理解は得ておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 配慮を要する児童生徒及びその保護者につきましては、学校運営協議会や民生委員児童委員、警察連携などの中で、その実態を共有し、見守りや支援のお願いをしております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 2023年4月には子ども家庭庁も新設されるというふうに聞いております。その前にヤングケアラーに関しては、学校をはじめ関係団体にリーフレットとかを作成して、広報活動を有意義にしていきたい。それから自治体のホームページなどにもヤングケアラーに関する広報啓発など行っていただきたいと思いますが、そういう計画はございますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 国の指導等踏まえてしっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほども言いましたが、2023年4月には子ども家庭庁が発足されると聞いております。その中で、ヤングケアラーだけではなく、それが孤立していくと不登校やいじめやいろんな障害が出てくるというふうに感じております。国や県の指導の下、各課が連携して課題対策に当たっていただきたいというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） ここでコロナ感染防止のため、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 37分 休憩

午前 10時 38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。9番、伊藤淳議員の発言を許します。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。今日の朝、このスーツにいわゆるコロコロ、毛玉を頑張って取ってきました。というのも、子ども1人目にだっこをせがまれると、子どもから温かさと鼻水と毛玉を受け取ります。2人目は生まれたばかりなので、毛布にくるまっています。そうすると、この2人目からも温かさと、今度は泣き声と毛玉を受け取ります。子どもたちからのうれしいプレゼントなので、最近はいつもスーツに毛玉がついてますが、今日は取ってきました。というのも、おじいちゃんになった時も同じように孫から泣き声と鼻水と毛玉と、そして温かさがもらえるように町の将来を考えていきたいとします。質問事項です。第2次長期総



合計画の後期基本計画の策定についてです。町は、第2次長期総合計画の後期基本計画の素案に対して、12月14日から1月5日の間、冬期の休みを含んでいますが、約3週間の間パブリックコメントの募集を行いました。通告時点では、こちらパブリックコメントの結果はできていませんでしたので、まず、質問のベースは計画の素案に対しての質問になっております。適宜修正をしながら質問をしていきたいと思っております。1つ目です。北広島町の今後をつくる上で、第2次長期総合計画の位置づけと概要を説明をください。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 計画の位置づけでございますが、まちづくり基本条例に基づき、町民との協働と広域的な連携を軸に、様々な課題を克服し、豊かな地域づくりを進め、町民が住みたい、住んでよかった、住み続けたいと、満足感と幸福感を感じられる町を目指すための総合的なまちづくりの指針となる計画でございます。概要についてですが、第1編、序論といたしまして、計画策定の趣旨、期間、北広島町の現状と課題について記載をしております。第2編、基本構想では、まちづくりの基本理念、目指す町の将来像、重点方針と施策分野などがございます。第3編が令和4年度から令和8年度末までの後期基本計画でございます。各施策分野ごとに重点的な取組を記載しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 今回、この後期基本計画ということになります、策定するものですね。前期の計画を実施した上で今回の後期計画がございますので、後期計画での相違点、こちらはどこでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 平成29年に10年間の計画として基本構想などを策定しておりますので、枠組みとして、施策分野ごとでは大きな変更はしてはおりませんが、計画の体系を前期では4区分としていたものを3区分とし、名称を事業内容と連動し、イメージしやすいものへと変更しております。そのほか、社会状況の変化として、新型コロナウイルス感染症の影響やSDGsへの取組などの記載を加えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） まず社会情勢、コロナ、これ大きなものだと思います。そして、3区分から4区分、こちらのほうは見ないと分かりにくいとは思っているので、簡単に言うと、多分見やすくした、説明にもあったように見やすくしたということだと思います。私のほうで思うのは、もう1点、SDGsに関するものが書かれているところがかなり変わったのかなとは思いますが、こちらのほう、後ほど質問にしていきたいと思っております。策定する必要性等実施方針、こちらのほうはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 町民との協働と広域的な連携を軸にまちづくりを進めるため、長期的な見通しを定めて取り組む必要性がございますので、この計画を定めております。実施方針については、個別の計画に基づき、各種事業について展開をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 実施方針、こちらのほう、返答として、各事業計画についてということでした。パブリックコメントのほうにもこちらの文言いっぱいあって、各事業見ないと分からないのかなと思うところがありました。こういったところが今回いろいろ聞くところにはなっております。

ただ、その前にまだいくつか計画の概要としてお聞きしたいところがございますので、そちらをお聞きしていきます。アンケート、団体ヒアリング、ワークショップなどによって町民の声を反映している形に今回の計画なっています。ただ、この素案を作った上で、それぞれの参加者などへ素案完成の通知等、それに対してパブリックコメントが求められるようにはなっているので、この通知に合わせてパブリックコメントをそれぞれの参加者などに求めたかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） ご質問のアンケート等に参加していただいた方に個別で意見は求めておりません。パブリックコメントでございますので、町ホームページなどで広く素案に対する周知と意見募集を行っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 各種関係で団体ヒアリングとワークショップもあると思うんですが、アンケート以外の部分で。アンケートは郵送の部分だと思いますので、団体ヒアリング、ワークショップのほうはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 今、アンケート等と申しましたので、団体ヒアリング、ワークショップの方も含めて個別で意見を求めておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 申し訳ないです。聞き逃してしまいました。そういうことでいうと、パブリックコメントの結果、パブリックコメントがいろんな方から出てきて、その結果が今公表はされてるんですけど、このパブリックコメントの結果も同様に通知は出されてないでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） パブリックコメントの結果についても、ホームページで周知をしておりますので、個別に通知はしておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） こちらのほう、パブリックコメントを求められる時に、たしか情報アプリでは、皆さんパブリックコメントを出してくださいというような通知が来たと思うんですが、今回のパブリックコメントの結果に対して、こちらのほう結果が出ましたということで情報アプリでは出してますでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 情報アプリでの通知については、確認をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。ホームページでと言っても、パブリックコメントを求めたのが1つは情報アプリだったので、同じような流れがあったのかなと思ったんですが、ちょっと私は見た記憶がなかったのでお聞きいたしました。次の質問にまいります。パブリックコメントとして、意見書のフォーマットがこちらエクセルデータだったんですけども、ワードデータのほうが入力しやすいと考えます。パブリックコメントにもこちらのほう書かせていただいて、結果として返答はあったんですけども、こちらのほうどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） ご意見の提出方法といたしまして、エクセルフォーマットのほかに

様式を問わない形で募集をしておりましたので、特に問題はないと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。エクセルデータよりワードデータのほうが入力しやすいので、同様にフォーマットを一緒につけてくのがいいのかなと思いました。次の質問になります。今回の計画、後々聞く部分にもなるんですけども、パブリックコメントに書いたことでもあるんですが、かなり誤字、脱字以上にこういう考え方はないのかなと思うところが多く、私のほうは見受けられました。なので、今回の計画どのように作成したかをお聞きします。コンサルタントなどへの委託なのか、それとも委員会や職員などで作成したか。さらに、その計画を作った後、確認はどのような人員で行ったか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） コンサルタントへの委託もしております。財政政策課が事務局を担当し、まちづくり総合委員会において協議、検討し、策定したものでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 何度かその委員会、議事録等もあったんですが、今回の素案に対して確認はどのような人員で行ったか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 素案に対する確認ということでございますけども、財政政策課が事務局をしておりますので、各職員がその素案についての確認をしておりますし、あと各課もその内容でよろしいかというところも確認をしておりますし、まちづくり総合委員会のほうでも検討していただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。その費用や時間など、コストをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 委託事業費といたしまして、令和2年度に約320万円、令和3年度が約350万円でございます。あと時間といたしまして、1回当たり約2時間のまちづくり総合委員会を各年度3回開催をしております。その他職員が、財政政策課が委員会、それから委託業者との調整、計画の修正など、各課とのやりとりなど、ちょっと数字に表すことはできませんが、そちらのほうに時間がかかっているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） かなり正確な数字で時間をお聞きするつもりはなかったんですが、確認していただきありがとうございます。やはりかなりの手間がかかっている、お金がかかっていると思います。準備段階でもかなりありますので。ここのコストなど思いながら、次の質問にまいります。今回お聞きする質問の方向性で残りの部分、こちら大きく分けると以下の3点があります。1番目に提案する事柄、アンケートの分析結果と加えるべき重要施策課題、2つ目に、計画の整合性として施策の分析や文章などの是正、3番目に、町民に見てもらいたい計画にするために、計画としての見やすさ、分かりやすさ、こちらをお聞きしていきます。ただ1点、パブリックコメント、こちらのほう是正したほうがいいんじゃないかと思うところを書いてまして、何点か修正が入ってましたので、そちらのほうは適宜説明しながら、質問自体は省かせていただきたいと思います。1つ目、提案する事柄です。アンケートの分析結果等加えるべき重要施策課題です。お手元があれば、もしくはテレビなどで見られている方であればインターネットで探

すということにはなるんですけども、20ページにアンケートの調査結果があります。こちらのほう、マトリックス表で書かれているんですけども、これ以外に満足度と重要度の点数、その分析も必要ではないかと思ひ質問をいたします。アンケートの説明として、1000人にアンケートを出して、474人から返ってきたアンケートの分析結果ということで今回の調査結果がありました。ただ、そのマトリックス表に分類がA、B、C、D、4分類に分かれていて、こちら分類AとCの中には、重要度の順位があまり変わらないのに分類AとCとざっくり書かれている。この分類Aのほうが今回重要施策課題ということで扱われているんですが、その分類の仕方、満足度と重要度の平均値に比べて分類A、Cと分かれている状態にして、少々乱暴なマトリックスになるのではないかなと思ひ、質問をいたします。質問しているのはこちらです。第2次北広島町長期総合計画の改訂版についてになります。素案とこちら辺は変わらないので、どちらでもとは思ひんですけども、こちらの改訂版の20ページのほうになります。マトリックス表の分類、こちらのほうお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） マトリックス表ですが、一目見て全体が俯瞰できることということ、分かりやすく伝えられるということを用いて、検討として完結させる内容としております。点数差の分析についてでございますが、満足度と重要度の性質の異なる項目の点数差ということになりますので、AとCについて優先的な改善項目を見分けることが難しくなりますので、そちらのほうについては分析については用いておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 次に聞こうと思った、その点数差についてはあるんですけども、優先順位と重要課題施策ということですので、こちらの20ページのほうには、優先順位という言葉はなかったもので、今の部分、もう少し詳細に説明願えますか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） こちらの表には優先というような書き方はしてありませんが、伊藤議員が提出していただいている点数差の順位によりますと、AとCの分類が上位から混じっております、そのAとCについての優先的に取り組む事業を見分けることが難しいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 私が聞いたかったのは、今回分類Aのほうには、平均値、重要度は平均値より高く、満足度は平均値より低いものが分類Aということで、重点課題施策ということになっております。そこら辺ちょっとさらに説明しますと、ただ、私が付記した参考資料には、重要度はまあまあ高い、満足度が低いものでいくと分類Cになるんですけども、点数差を見ると、5番目に新規事業・起業、こちらのほうは、はっきり言えば、点数差が4番目に高いので、かなり住民の思いとして乖離がある施策分野ではないかと思っております。他にもということしていくと、点数差が大きい、重要度と満足度の差が激しいということと言うと、町民が重要だという思いに対して十分な施策ができてない分野という分析と私は思いました。なので、マトリックス表とは違うけども、重点課題施策となる分野に入るものもあるんじゃないかなと思ひます。例としては、新規事業・起業、商業、土地の利用、移住、定住、林業、観光などを上げます。その上で、優先順位とはまた別ということですので、今上げたような事業は、重点課題施策ではないけども、優先順位としては高いんじゃないかなみたいな返答と思ひていいんでしょ

うか。ちょっと長々と質問しましたが、分かりにくくなっております。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） この表にあります分類Aは、重点課題施策というふうに記述がされておりますけども、これは重点改善項目ということになると思いますが、この分類Cについては、Aの領域に次いで改善が必要な改善項目だと認識しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりやすい説明でした。ですと、こちらのほう、アンケートのほうでいくと、実際アンケートを答えた人にとって、どれぐらい重要だと思うか、そして現在の町のやっていることに満足しているか、こちら5段階評価しているので、その差として、大きいものだと、かなり施策が行き届いてないのかなと思ひ、このような質問になりました。優先順位として、次にしっかりと取り組むべきということであれば、重点課題施策という言葉に次いでそういう文言があれば、より分かりやすいのではないかなと、ちょっとこちらの説明のほうがなかなか乱暴な書き方で、重要度も満足度も低い分類Cというふうに書かれていると、いやそうではないんじゃないかなと思ひ分野もありましたので、このような質問になりました。次の質問にまいります。計画の整合性として施策の分析や文章などの是正になります。まず、1つ目なんですけども、こちらの長期総合計画改訂版の17ページからの成果と課題なんですけども、こちら第2次長期総合計画前期計画に遅れるものではないかという質問でしたが、パブリックコメント後修正が入りまして、分かりやすく整理されたものになりましたので、こちらのほうはお聞きしません。ただ、つくりとしては正直、パソコンでのコピペをして、見出し第1次などと書かれてましたので、もう少し読もうと、考えようと思ったら、分かるものではなかったのかなと思ひ、質問をこちらのほう上げさせてもらったんです。修正が入りましたので、しっかりと計画を見ていただいたのかなと思ひます。次の質問になります。SDGs、こちらを踏まえたアイコンをつけているかということになります。SDGsの目標なんですけども、17の目標があります。よくアイコンに簡単な説明とともに、17の目標書かれているんですけども、意外とそのアイコンに入ってる短い言葉では分かりにくい目標もありましたので、その字づらだけでアイコンを割り振っている懸念があるんじゃないかなと思ひ、こちらの質問上げさせていただきました。少々具体的に言いますと、こちらの改訂版のほうの41ページ以降に各事業いろいろ書かれていまして、その各事業の分野ごとにSDGs17の目標のアイコンがそれぞれつけられている状況です。こちらのほう見ていると、これは確実にアイコンが足りないんじゃないか、もしくは、これは当てはまらないんじゃないかなと思ひるところがあって、こちらの質問をしました。ただ、素案の段階と改訂版でいくと、改訂版のほう、かなりアイコンの変更がありまして、なかなか追いつけないものにはなっています。こちらのほう、アイコンかなり変更があるんですけども、パブリックコメントの結果では、適宜修正するというような旨の返答がありました。変更した経緯をお聞きしてよろしいですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 適宜変更するというふうに書かせていただきましたので、アイコンにつきましては、こちらで事業ごとに主だったもののみを記載をさせていただきました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 変更した経緯は、適宜変更した結果ですが、各職員さんだったり、委員会だったりで見られたとは思ひますが、かなり変更したその経緯、どのぐらい見ていたのかとい

う部分で、正直に聞くんですけども、かなり変更したということは、どのぐらい見てたのかなという疑問を持つんです。先ほど申されたように、財政政策課、各課で見ているということだったんですが、ほとんどの分野で変更があるように見えましたので、そちらの経緯をもう一度お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） SDGsの取組についてですが、数回職員研修のほうも行ってはおりますけども、まだ、各課に浸透しているとは財政政策課としては考えておりません。財政政策課のほうで、それぞれの基本的な方向性について、どのアイコンが当てはまるかというところを一覧表にまとめまして修正をかけております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） わかりました。浸透至ってないということであれば分かりやすいです。ちょっとスケジュール修正しながら言うんですけども、例として、44ページ、45ページ、農業の分野で、飢餓をゼロにという、SDGs 2番目のアイコンが結構ついてなかったの、これつけるべきではないかなということでした。こちら修正あって、かなり他にもアイコンが増えました。他にはというと、SDGsの目標16番目、平和と公正をすべての人にとという部分でいくと、こちら情報開示などを含んだ目標であるため結構幅広い、どれにも当てはまるし、ある意味、160のさらに細かいターゲットがありますので、そこから見ると、なかなか分かりにくいけども、つけるべきじゃないかなというものもありました。こちらなどは修正が結構ありましたし、追加と削除がそれぞれありましたので、質問としてはいたしません。ただ、次、例としてなんですけども、通告書では85、86、92、101とあるんですが、ページ数、これ記載ミスもありまして、84、85、100、101では、17番目の目標、パートナーシップで目標達成しようとするんです。これ字づらだけで見ると、みんなで手を取り合っというようなイメージあるんですけども、ちゃんとした、もう少し詳細な文書でいくと、持続可能な開発に向けて実施手段を強化しグローバルパートナーシップを活性化するというのでして、開発途上国などを対象とした目標です。うちの町にはそういった国との姉妹縁組とはなかったとも思いますし、外国籍の方はいらっしゃるんですけども、そういう事業に当てはまったものにもないものもありましたので、こちらのほうが先ほど言われた、浸透されてなかったかなと思う部分だと思います。こういう理解でよろしいでしょうか。こちらのほう、17のほう、消えてないところもあるんですけども、事業の中身が今後変わるのも含めてつけてるのかなと思いましたので、先ほどの浸透されてない部分というのは、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） SDGsの目標17のグローバルパートナーシップを活性化するというのでございますけど、ターゲットのほうを読んでいただきますと、確かに開発途上国に対する目標がいろいろ書いてございますが、16番目、17番、ちょっとこの数字が16番、17番と言っているかどうか分かりませんが、グローバルパートナーシップですので、全ての国々に対するもの、それから効果的な公的官民、市民社会とのパートナーシップを推進するというので、様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした効果的な公的官民、市民社会のパートナーシップを奨励、推進するというところの項目もございまして、開発途上国に対するものだけとは考えておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

- 9番（伊藤淳） 分かりました。そういったものもあると思いますので、ちょっとその辺でいろいろ書かせていただいたものでした。次にまいります。SDGs、こちら2030年までの指標としてなんですけど、今回の後期基本計画5年になります。事業内容と整合性を取れているかお聞きします。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） SDGsについては2030年までの指標というふうになっておりますけども、各施策の個別事業内で、その関連性を適宜見直していきたいと考えております。現在のところ、整合性を取って事業化していると考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 残り25年という部分での整合性も取れるとは思いますが、しっかりと浸透させていきながらの計画に今後もしていただきたいと思います。次にまいります。町民に見てもらわなければならない計画にするために、計画としての見やすさ、分かりやすさ、こちらのほう考えていきたいと思います。1つ目、こちら表紙に関して、第2次北広島町長期総合計画基本計画素案と最初あったんですが、改訂版になると、後期基本計画という文言がなくなりまして、質問していた部分が整合性取れましたので、こちらの質問は省かせていただきます。次にまいります。多くの課題に対して今後の方向性として、施策などの案内、対応する事業がどれなのかなどを案内しないと住民に開かれた計画にならないのではないかと思います。例を出しますと、最初から全部読んで、課題を全て頭に入れないと、この後ろにあるいろんな事業、これが目指す町の方向性として、課題がこれがあったからというのは分かりにくいものになります。なので、出した意見や課題に対応する施策はどこかが分からないと思います。なので出した意見や課題が分からないので、意見を出してくれた人に対して歩み寄った姿勢ではないように思いました。こちらのほうどうでしょうか。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 今後は計画そのものを、計画についてはホームページのほうにアップしてまいりますけども、概要版を全戸配布などして、計画の内容について広く周知をして、町民と協働して目指す町の将来像の実現を図ってまいります。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 聞きたかったのは、概要版で分かりやすくとはあるんですけども、いろんな意見や課題、パブリックコメントに対してもあったと思うんですが、それがどんなふうに反映されたかが分からない。私の思う事業はどこなのが分からないということで思った部分なんです。こちら、それに対して次の質問にもなるんですけども、提案にもなってきます。41ページ以降の事業内容の書き方として、索引とサンプルを表示して、施策ごとの見方を説明するページを作ってはどうかと思います。こちらの改訂版の41ページのほうには、41ページ以降にはどんどん事業が書かれてるんですが、ページの修正をお願いします。39じゃなく37ページですね。37ページのように、一覧をつけて、さらにここにページの索引をつければ見やすい、どこに自分の思う事業があるのかが分かりやすいかと思いました。こういったことは可能ではないでしょうか。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） この北広島町長期総合計画の改訂版につきましては、もう議案第15号で提案をさせていただいておりますので、大幅な変更はもういたしません。それぞれの施

策の方向の箇所ページをつけております。例えば農業、畜産業の振興であれば、44ページのそれぞれの主な事業が分かるというふうにしておりますので、そちらの記載にとどめております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） これパブリックコメントでも出していましたので、ページをつけるぐらいであれば、すぐできるのではないかなという提案でございました。もう議案になっていることであれば、修正しないということではありますので、分かりやすい形があるのではないかなと思います。パブリックコメントのほうでも、ご意見を踏まえ、ちょっと飛ばしまして、町民の皆様へ分かりやすくお伝えしてまいりますというふうに文言があったけども、反映されていませんので、うーんと思った部分がございます。次の部分で、さらに分かりやすくするために、こんなことはどうでしょうかという提案になります。施策の展開における前期計画での取扱い、要は後期計画との違いとして、主な事業は前期計画ではあったかどうかという新規か継続か、他には課題として書かれている、いろんな課題が書かれているページがあるんですけども、こちらに対応してるんですよとか、もしかSDGs、こちら17の目標の下に169のターゲットがありますので、これに対応してますよなどを書いたりするのがより分かりやすいのではないかなと思います。特に新規か継続か、こちらを書かれるのがいいのではないかなと思いました。が、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） この改訂版につきましては、前期基本計画の成果と課題を踏まえた内容を後期基本計画としておりますので、主な事業のみを掲載しており、新規・継続の区別はしておりません。また、SDGsについてでございますけども、本計画では17のゴールとその内容について記載をすることにとどめております。具体的な169のターゲットにつきましては、個別事業内で検討してまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 169のターゲット、かなり難解なものもありますので難しいかなと思います。各事業を遂行する際には、こういったものにリンクされてるんだなということが各課でも浸透させていっていただきたいと思います。新規か継続か、こちらのほう、新しいのがどれがあるんやいうて、結局町民の方聞いてくるとは思いますので、変えたほうがいいんじゃないかなと思いました。実際新規がどれなのかといたら、新規がちょっと見受けられないようにも思いましたので、お聞きした次第になります。というのは、こういったのは、第1次長期総合計画、第2次長期総合計画前期基本計画で行っていた事業、分かるように思いましたのは、一般住民以外にも新規採用の町職員が見て分かるようになれば、いい資料になるのではないかな。長期総合計画なので、かなり確実に見ていただきたい計画ではあるんですけども、そのために継続の事業か新規の事業なのか、今後分かりやすいように書いてはどうかと思います。一応改めて、その考えを付記した上で質問いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 新規、継続の区別については掲載の予定はございません。今、議員からおっしゃいましたように、新規採用の職員等につきましては、これはまちづくりの指針となる町の計画でございますので、こちらのほうについては、常にこの基本計画に立ち返って事業を進めて、自分の事業がどういう位置づけに当たるかというところを意識しながら仕事を進



めていただくようにしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） もう変えられない議案になっているからという、これ以上言えないんですけども、第3次の長期総合計画では、やはり考えていただきたいなと思います。次の質問、先に言っときます。エコファーマー事業、これ私の勉強不足でした。こちら新規なのではないかなということで通告をしていたんですけども、既存の事業でしたので、私の勉強不足で、通告に当たらないものになりました。申し訳ございません。削除いたします。こういった考え、新規だったり継続だったりというのは、それが新規かどうかではなく、分かりやすいものになるために、索引も同じです。分かりにくくすれば一般の方見ません。概要になれば深くないので、事業どんなのがあるのかが分からないままになります。それでは、町民と協働のまちづくりというふうにはなかなかかなりにくいものと考えます。今後、これを概要版つくるという話でもございましたが、ちょっとずつ文言の改訂を進めるだったり、概要版でさらに踏み込んだものというものはできないのかなとも思います。その辺の考えをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） どの程度までこの事業、今後後期基本計画5年間の事業を進めるに当たって、毎年度成果と課題をまちづくり総合委員会で評価、検証していただいておりますので、それも踏まえて、各課と連携して事業を進めていきたいと考えております。それから先ほど、質問のございました意見募集についてですけど、ホームページで結果を公表するというふうにしておりましたので、結果はホームページのみでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） パブリックコメントの結果、こちらが出てますというのは情報アプリでは出されてないということでした。そういったことも含めて、やはりもう一步踏み込んで、意見見たら、これができてないかと気づくところが多くなってくるといような邪推をすると、出されてないのかなという見方にもなってきます。同じように、パブリックコメントの素案に対して意見を求めるということであれば、結果このように出ましたというのは姿勢として必要だったかと思えます。その点お聞きして私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 今、議員からご提案のありました、確かに意見募集の際にはアプリで出しましたので、結果についてはホームページで公表しておりますということをお伝えしたほうがより丁寧だったかと思っております。

○議長（湊俊文） ここで暫時休憩をとります。11時35分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 24分 休憩

午前 11時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今回の一般質問では、北ホテル法面崩壊の調査結果及び第2次長期総合計画について、2点伺います。まず、保険会社による北ホテル法面崩壊の調査結果を伺います。南方の中古自動車販売商工組合J U広島が町から賃貸借をしている旧スポーツパークの土地である北ホテルの法面が崩壊したため、町は昨年9月議会の補正予算で復旧工事費1132万円を計上しました。これに対して私は、北ホテルの法面復旧は町に責任はなく、町が負担する必要がないと反対をいたしました。その理由は、繰り返しますが、第一に、旧スポーツパークの土地は14年前にJ Uが町に土地購入費1億5000万円を寄附し、町が購入、そして町はJ Uの求めに応じて取付道路や通信環境整備に税金を投入し、5年後にはJ Uに無償譲渡することになっていました。しかしその覚書には、土地、建物等の管理費用はJ Uが負担することが明記されており、管理責任は町にはないこと、第2に、J Uが賃貸中にグラウンドをアスファルト舗装したことにより、時間排水量が一気に増えたため、水路から水があふれ、法面を崩壊させたことが原因と考えられ、水路管理しなかったJ Uの責任ではないかと指摘しました。これに対し、町は、所有者である町に責任がある。排水については、敷地内の調整池に流れ込む設計となっているとし、町が復旧工事することに問題はないと答弁をいたしました。しかし、町が総合賠償補償保険に加入している保険会社が専門的な知見を有する第三者機関に依頼し、法面崩壊の原因、町の瑕疵や管理の状況など調査していることが明らかにされました。その結果報告が1月に届いたとのこと。そこで伺います。保険会社の調査結果についての説明を求めます。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） このたびの被害が発生した令和3年8月13日より前、8月7日からの多量の先行した降雨により斜面内の水分量は相当高いレベルにあったと考えられること、また、J U広島駐車場の側溝の排水機能が低下していたこともあるが、短時間に非常に激しい雨が降ったため、オーバーフローした多量の雨水が斜面に供給されたことにより崩壊を引き起こした可能性が高いと考察されています。したがって、町としましては、このたびの法面崩壊は、異常降雨による自然災害であると考えています。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今説明がありましたが、大事なことが全く触れられてないんです。私も情報公開でこの調査結果をいただきました。考察、最後に書いてあるんですね、全部紹介する時間がないんですが、最終的に豪雨のことはありました。しかし側溝の機能が著しく低下していた。土砂や枯れ葉がたまっていたと。数時間に非常に激しい雨が降ったため、北東方向に集まった雨水はここからオーバーフローした。水路が流れる仕組みになっていなかったということが書いてあるんです。その大雨も書いてありました。千代田中学校でこれぐらい雨量あったと。それはありますが、主な問題は、先ほど言ったように、土砂、枯れ葉等で埋まり、排水機能が著しく低下した。その原因としても、私が先ほど指摘したように、あそこグラウンドで、アスファルト化したことまで書いてあるんです。なぜそこは説明しないんですか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 事故現場付近の千代田中学校の雨量観測データによりますと、8月13日の午前6時から午前9時までの3時間で112.5mmの非常に激しい降雨量がありました。7時から8時の1時間では52.5mmという激しい降雨がありました。これだけの大量の降

雨では、側溝の排水機能をはるかに上回っていることも考えられ、仮に排水機能が正常に機能していたとしてもオーバーフローは免れなかったのではないかと試算されております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ここに書いてない表現がされてるようなんですが、この考察から今言われたんですか。考察のどの部分に書いてあるんですか。考察を引用してください。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 考察を基にこちらのほうでも専門家の知見を今引用した結果となりましたけども、考察では排水機能が低下していたということは結論づけられておりますけども、それが直接の引き金になったところまでは言及されておられません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、この崩壊原因が天災だったとはっきりとした回答はあったんですか。管理が問題だったということもあったんじゃないかと。正式に天災だったという回答はあったんですか。伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） このものは直接の原因が自然災害であったというふうには町のほうで見解をそういうふうに定めたものでございまして、この意見書で、明らかに0か100というような、白黒つけられるようなものではございませんので、この意見書を基に町が自然災害であったという見解を定めたものでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） かなり厳しいですね。この第三者機関は、11月29日、昨年、コンサルタントと京大名誉教授、地盤災害専攻、こういう方たちがここに入って、専門家が入って出した結論が雨のことも書いてありますよ。ですけども、先ほど課長が言ったように、排水機能が非常に果たしてない、機能果たしてないということ書いてあります。そして天災が原因だったのか、管理が問題だったのかという結論は出てないんです。町がそれを見て判断をした。専門家の意見では、そういうこと書いてないのに、保険会社が言ってないのに、町が天災だったというふうに判断をしたと、それはとても納得できるものではありません。これから様々なことがあると思います。北ホテルからの損害賠償が来たり、町が出した1132万円が正しい支出だったのかどうか、これは問われていくことになると思います。それでもう一度戻りますが、町に責任があったという報告なんですか、保険会社の調査結果は。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 町に責任があったかどうかというのは断定するということではできかねるわけですが、今回の調査の趣旨は、北ホテルに損害が発生した崩壊斜面の所有者である北広島町に国家賠償法上の賠償責任があるかないか、責任を負うかどうかというものを判断するために行ったものでございます。豪雨が原因の自然災害ということで、本町に賠償責任、管理瑕疵はないという方針を決定する根拠にしたまででございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今言われた国家賠償法第2条の第1項で、瑕疵があれば損害賠償しなくちゃいけないと。その上で瑕疵がない場合、例えば借りているところが管理ができてなかったと言えば、ほかの原因が責を問うものがあるわけですから、2項で、そこに賠償責任を求めること

ができるということになっているわけです。ですから、水路を管理していなかったJ Uに第2項に基づく求償権は求めないのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在では、そういったところまでは考慮しておりませんが、仮にそういった時期、もしくはそういう転換時期に来れば、そういったことも視野に入れて検討していかなければならないと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） まず、全くこの問題は終わってないんです。前回12月の一般質問の中で、1132万円及び北ホテルの損害について質問した時に、町長のほうから保険金の話が出されました。上限2000万円、保険金は出るのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 町が加入をしております総合賠償責任保険では、先ほどの国家賠償法上の賠償責任がない限り保険金は支払われないことになっております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 町に責任がない、だから保険も掛けてても払われない。しかし返済のために町の所有地になっているから、これは支出したと。調査結果を全然踏まえないで町が判断をしているので、時間がないのでこれ以上できないんですが、全くこの問題は終わっていない。天災か管理の問題かの結論も保険会社からも出てない。専門家からは出てないですね。引き続き、この問題については決着ついておりませんので、それで言います、最後に、結局、まだはっきりしませんが、結局当初契約どおり、12月も聞きましたが、J U広島に無償譲渡していれば、こういうことは起きなかったんじゃないか。再度伺いますが、J Uは旧施設をその時も理由にしましたが、旧施設をすぐに解体しなくても良く、今すぐに無償譲渡できない理由にはなりません。J Uと賃貸借契約はこれ以上放置せず、早急に無償譲渡すべきと考えますが、町長のお考えを求めます。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） このことについては、これまでも答弁させていただいておりますように、無償譲渡ということですので、それを実行できるように話し合いを進めてまいります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今再三更新をしてるんですが、3年間だと思いましたが、あと2年あります。もうこういうことがないように、町の税金を投入しなくても済むように、町長は遠慮しないでJ Uと交渉すべきじゃありませんか。そういうつもりはないんですか、伺います。これはもう更新しないで、無償譲渡するという、決意をお話ください。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 繰り返しになりますが、しっかり協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 町の財政大変で、補助金が1割カット一律されて、非常に厳しくなってる中で、こういう問題については厳しくできない、企業にやっぱり甘いんじゃないかと思わざるを得ないわけです。この問題は決着がついておりませんので、法を遵守するとともに貴重な町民の財産を守るため、引き続き議会で取り上げていくことを述べておきます。2つ目の問題にいきます。第2次長期総合計画、後期基本計画と施政方針について伺います。今議会に第2次長

期総合計画後期基本計画案が提案されています。このパブリックコメントの期間、令和3年12月14日から今年1月5日までに12人の方から114件の意見が寄せられ、2月18日のまちづくり総合委員会を経て町長に答申されました。この総合計画は、本町が今後実現すべき、目指すべき町の将来像を提示し、将来像の実現に向けた重点方針や人口目標、施策分野の基本的な方向を示すもので、基本計画実施計画の基礎となる構想とするもので、計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間です。そして後半に当たる令和4年度から令和8年度の5年間を後期基本計画としています。今回の一般質問では、この計画に対する町長の所見及び後期基本計画の初年度に当たる令和4年度の施政方針について伺います。まず、まちづくり基本条例が生かされているか、伺います。最初に、5年前、町長が町長選の直前に提案したまちづくりの基本的なルールを示すまちづくり基本条例が生かされているのか伺います。まちづくり基本条例の基本原則は、情報共有、住民参加、住民と町との協働などですが、総合計画策定に当たって、まちづくり総合委員会の委員の公募、パブリックコメントのあり方、総合計画における位置づけ等について、以下、町長の所見を伺います。まず、公募についてです。まちづくり総合委員会には公募した委員は含まれているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） まちづくり総合委員会の委員の選出についてでございますけども、公募の委員さんはおられませんで、北広島町まちづくり総合委員会条例第3条により、公共的団体の代表者、各種団体の代表者などから構成をしております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 広くはやっていないと。それで、先ほど紹介したまちづくり基本条例第17条では、町の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員に公募の委員を加えるよう努めなければならないと定めています。先ほど紹介のあった、あらかじめ対象団体を決めて、そこから選ぶということは、広く一般から募集する公募とは違うんじゃないかと思いますが、その公募しない理由をもう一度お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） あくまでも、このまちづくり総合委員会については委員会条例がございますので、その第3条に基づき、代表者のほう構成をさせていただきました。今回のまちづくり総合委員会について、公募になじまない委員会とは考えておりませんが、この計画策定に当たっては、町民の広く、様々な方に関わっていただいておりますので、委員という立場とは若干異なる面もございますが、地域の代表の方からも出ていただいておりますので、それで委員としての役割は果たしていただいていると思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 委員会条例があるから適用したと。しかしまちづくり基本条例はその制定時に、町のあらゆる条例はこのまちづくり条例に則ると。最上位の条例だというふうに町長も説明されています。なのに、まちづくり基本条例第17条で示しているこの問題よりも委員会条例があるからということで上位にする理由をお知らせください。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） まちづくり基本条例の考え方でございます。先ほどの審議会等への住民参加、第17条に規定されているということでもありますけども、この規定を定めた時に考え方についても併せてお知らせをしているところでもあります。考え方の中に公募の方法、あり方につ

いては、専門的な知識と経験を有する委員で構成される審議会等があることから、全ての審議会等について公募委員を加えることは想定しておりませんと。公募委員を加えるよう努めますが、審議会等の目的や性質に基づき、公募委員の必要性を判断しますと。考え方として、この条例を制定するときに示させていただいております。今回のまちづくり総合委員会につきましては、先ほど財政政策課長が申しあげましたように、各地域の代表者、各分野の代表者、あるいは有識者等で構成されておる委員会でありますので、公募にかけることなく幅広い意見が反映されるというところで判断をいたしました。公募委員をこれまで募った例としまして、まちづくりセンターの建築に係る委員会等、そういうところで公募をかけておりますけれども、今回につきましては、先ほど申しあげました理由で公募はしておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 最初に指摘しましたように、長期総合計画というのは最も大事な将来の方向を決めるものです。ここに広く町民に関心のある人たちに来てもらって、その意見を踏まえてやろうという考えが今の話ではありませんでした。確かに考え方では、そういうふうに全てではないということは見えておりますけれども、努めると。参加するに努めるというふうに最上位の条例が定めているわけですから、そこはきちっとやるべきだと思います。今後は広く公募することにしていくという考えはないかどうか、町長に伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 先ほど申しあげましたように、広く意見を募るというところで、公募委員というところは重要な部分だと思いますけれども、委員会の性質、構成を考えながら、この公募のあり方については考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） どうしてもまちづくり基本条例の趣旨がどんどんどんどん薄まっているという危惧を指摘せざるを得ません。次にいきます。パブリックコメントの中で計画案の公表がされました。意見を出してください。そこで伺います。112ページもの計画案をホームページへの掲載と、本庁、支所での閲覧だけでは町民が内容を知ることは極めて難しいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） ボリュームのある計画ですので、なかなか難しいとは考えておりましたが、広く意見を募集するということで、町ホームページ、それから本庁、各支所での閲覧及び貸出等で対応させていただきました。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 広く意見を募集する意味では全然逆のことだと思うんですがね。まちづくり基本条例第16条では、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、あらかじめ計画案を公表し、ホームページでは出したよと言うかもしれません。住民に意見を求めなければならないと、非常に重視しています。定めています。まちづくり総合委員会でも、委員長から計画案をどのように告知するのか、ホームページを毎日見ている人は少ない、きたひろネットも100%加入でない、もう少し告知方法考えたほうがいい。単にホームページで示して意見をくださいという形でなく、可能なら積極的に意見を聞きに行くような形にできたらよいと指摘されています。なぜほかの方法を考えなかったのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

- 財政政策課長（植田優香） 各地域で開催をいたしましたまちづくり懇談会におきましても同様のご意見がございました。その結果、本庁、各支所での閲覧及び貸出を行うということで対応させていただいたところです。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 先ほどからまちづくり総合委員会というのが非常に大事だという、私もそう思いますよ。委員長さんがそう指摘してるんですよ。にもかかわらず、取り上げられない、何でか非常に疑問です。例えば松戸市では、ユーチューブで担当者が概要を動画で約30分説明をしています。なぜきたひろネットやその他の方法は考えなかったのか、町長はどう思うか、伺います。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） 基本的にはホームページで公開したり、各旧町ごとに懇談会をして回りましたが、そこでも説明をさせていただいたところでもあります。今後につきましては、またいろいろな検討はしながら進んでいくべきだというふうには思いますけども、基本的なところでは町民への告知、一緒に見てもらって意見をいただくということで、できていると考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 全然趣旨が受け止められてませんよね。今後については検討するということがありますが、じゃあ今後は、そういう他の方法も考えるというふうに理解していいですか。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） 当然できるところは改良していくべきだというふうに思ってますんで、今の段階でできるかどうか、結論は言いませんけども、検討はすべきだと思っております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 今回のパブリックコメントのことが十分ではなかったということが述べられたんじゃないかと思います。次に、パブリックコメントの意見募集の期間について伺います。意見募集の期間は短かったのではないかと。期間はどうか決めたのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） まちづくり総合委員会での最終決定、それから答申ということも含めまして、素案ができた段階から1月5日までということで、23日間の期間をパブリックコメントの期間として設けさせていただきました。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） そうですね、23日になったんですけども、当初は15日間だったんですね。委員長から、パブリックコメントはわずか2週間で意見をいただけるのか、とても不安。2週間ではとても無理ではないか。協働という言葉を使っているにもかかわらず、それを踏まえた方法になっていないという指摘があったので、その後1週間延ばして23日にしています。そこで伺います。例えば行政手続法の第39条、意見公募の手続では、意見提出期間は、公示の日から起算して30日以上でなければならないと定めています。調べてみましたが、他の自治体の例を見ても、総合計画等の公示、パブリックコメントの期間は30日以上になっています。もっと長くすべきだったんじゃないかなと思います、町長の考えを伺います。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 行政手続法では確かに30日間となっておりますけども、様々な理

由がある場合は短縮をできるという規定もなされております。今回、23日間という募集期間になっておりますが、例えば事務手続を早くしまして、なるべく30日間を設けるように今後は努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 指摘をされましたので、今後は30日間、これはいいと思うんですが、やはりここでお伺いしましたように、ここでも町の都合で条例がきちっと守られていないということ指摘せざるを得ません。次に、長期総合計画の中での位置づけについて伺います。長期総合計画は、どのようなまちをつくるかの最も基本となる計画であるため、まちづくり基本条例の理念や原則を全体に太く貫き、住民や町職員に周知することが必要と考えます。しかし素案では、まちづくり基本条例という文言が1か所しかなかったため、パブリックコメントで、新たな項目を立ててはどうかと提案したところ、もう1か所その文言だけが追加されました。これで町長は、総合計画の中に十分まちづくり基本条例が位置づけられていると考えておられるか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 総合計画におけるまちづくり基本条例の位置づけでございますけども、計画内では特に項目立てはしておりませんが、町民との協働により課題を克服し、豊かな地域づくりを進める計画でございますので、その位置づけについて、改訂案の106ページ、施策Vの1、町民と行政による協働のまちづくりの施策の構成のほうに追記をいたしております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） なかなか町が渋いんですね、この憲法だといった割には、できるだけ退けようとしているふうに受け止めざるを得ません。もう少し気になっているのは、ここ数年の町長の施政方針で、まちづくり基本条例という言葉そのものがほとんどない。全くない、なぜなのか。先ほどから繰り返し言うておりますように、町のあらゆる条例の上位にある、町の憲法と位置づけてるわけですから、もっと日頃から重視して位置づける必要があるのではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） まちづくり基本条例、そういう言葉が大切なのではなくて、そのうたっているビジョン、中身が大切だというふうに思っております。町の柱として協働のまちづくりというのは掲げておるわけでありますから、ないがしろにしているということには当たらないというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 私は言葉の問題を言ってるわけじゃありません。この理念や概念含めて、あらゆる仕事にこの条例を生かすんだと。そのためには繰り返し繰り返し、だんだんだんだん職員の皆さんの中でも、一回、まちづくり推進課長が答弁の中で言われましたけども、それ以外はほとんど出てこないんですよ。それぐらい軽視されてて、総合計画立てる上でも、さっきから繰り返し言うてるように、どんどんどんどん後背に追いやられていると。すごい危惧をします。今後はぜひやってほしいと思うんですが、まだそういうふうになっていないと思います。次に目標人口について伺います。人口減少に対する認識と対策についてですが、町の人口が45年後の2060年に半減するとした国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計どおりに



ならないよう、2015年に人口ビジョンを策定をいたしました。ところがその5年後の2020年の国勢調査では、人口ビジョンの目標達成どころか、さらに549人も下回りました。にもかかわらず、社人研推計を30人上回っていることを取り上げて、素案では、人口維持していると指摘しておりました。これにはびっくりをいたしまして、パブリックコメントしたところ、人口を維持している、との文言は削除されました。また、社会動態についてですが、2015年から2020年の5年間は、社会増で推移するものと仮定という形で試算をしております。確かに人口ビジョンを策定した時期に4年間連続して社会増でしたが、その後はマイナスとなり、2019年度、マイナス59人、2020年度マイナス80人、2021年先月2月末までで151人マイナスと、大幅な社会減が生じております。また、基本計画では、合計特殊出生率も段階的に上昇するものと仮定していますが、2019年から出生数が100人を切り、合併時の半分と激減をしています。これでは人口をどう想定するかというのは、あらゆる計画の基礎になるわけですから、これでは、この基礎になるものの現状分析及び認識が現実とかけ離れ過ぎているんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 2020年では人口ビジョンの本町の将来展望人口よりも国勢調査人口の減少が大きい結果でございました。この間、コロナの影響により移動の制限や移住、定住及び交流人口、関係人口の増加への取組を行うことが困難であったことも要因の一つとして考えられます。このような状況も踏まえまして、国立社会保障人口問題研究所が推計した数値よりも上回っているというふうに分分析をしておりますが、引き続き人口増を含めた施策などを講じて人口維持を目指すとしているものでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 重大なことだと思うんですね。社人研と全く同じになってきたんですよ。どんどん下がっていくんですよ。食い止めて食い止めて食い止めていって人口ビジョン持つていこうとするのがどんどん、5年で下がっちゃったと。社人研に言ったんですよ。それを深刻に受け止めてないと施策に影響します。このままでは人口維持どころか、38年後の2060年には今より5000人少ない人口ビジョンの目標1万2470人とどまるどころか、社人研推計とほとんど変わらない1万人を大きく下回るんじゃないか、大変心配です。そこで伺います。後期基本計画の初年度である令和4年度の施政方針で、待ったなしの課題、ここはいいんですよ。待ったなしの課題と指摘しながら、人づくりの他は具体的な施策がなく、熱意が感じられません。どうやって人口ビジョンの目標達成するのか、先ほど財政政策課長は、施策を組んでいくと、必要ならばと言いますが、その5年間の計画を立てる案を今出しているわけですから、そこに載ってないとするならば、追加しなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、町長の考えを伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 人口減少を食い止めるための効果的な施策ということはなかなか難しい問題でございますが、これまでも、その人口ビジョンにおける課題に定めた将来展望の実現に向けて総合戦略の取組を併せて今後も実施をしていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今の答弁で皆さん納得できますかね。効果的な施策が難しい、だから、一生懸命考えて、ひたすら考えていかなければならないんじゃないかと。以前私が人口減のことを

取り上げたときに、何かいい案があったら言ってくれと、町長が言ったんですよ。私は提案しました。それは効果がないというふうに言われました。そういう形で、一生懸命施策を考えなくちゃいけないときに、もう諦めてるんじゃないかと。この5年間前期で一生懸命その施策、事業やったけども、これだけ減ったんですから、改め施策を何としてでも考えるという危機感を持ってやるということはなぜできないんですか。今の答弁では全く納得できません。町長お答えください。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 人口の問題、非常に厳しいものがあるというふうに思っております。全国的にもかなり減ってきているのも事実でありますけども、この人口減少を食い止めるのは、奨励措置みたいなのが何ぼかあっても、なかなかこれは効果が出ないというふうに思っています。そういったところの中で、新しくまちづくり会社等を作って、いろんな挑戦をしていこうというのも一つですし、いろんな取組をしながら、直接的な効果はないかもしれませんが、総合的な効果が上がるようなことを進めていくべきだというふうに思っております、そういった形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 人口減があるというのは全国あります。そのために人口ビジョンをつくって、長期総合計画を立てて、それを社人研にならないように少しでも食い止めていこうじゃないかというのがこの計画なんですよ。もう人口減はあるんだよ、全国的だから、国のほうでやってくれよとか。そんなんじゃない町のリーダーと言えるんですか。私は、そういう危機感も感じられない。非常に残念ですよ。みんな困ってるんですから、地域がもう辟易しているわけですから、心配している町民の声を受け止めて、みんな知恵を出してくれと、私は一生懸命やるよと、危機感を持ってなぜ言えないのか。幾ら聞いても新たな答弁が出ないと思いますので、時間もないのでとどめますが、先ほど財政政策課長言われたように、本当に施策を全国の維持している、減っても維持に近づいているというところもあるわけですから、ぜひ研究をしてほしいと思います。限られた時間なんで、通告した質問をどんどん端折ります。ごそつと削りましょう。27のパブリックコメントでの意見を出しましたが、13項目は、参考にはするが、文章には入れない、記載には変えないというふうに言われました。ですから、これは各課の課長にどういうことに取り組むかということ伺いたいわけですが、来週予算特別委員会もありますので、せっかく準備していただいたんで、その中で伺いますので、ぜひご了解をしていただきたいと思います。それで時間ないんで、2点だけ伺います。1つは、鳥獣被害対策専門員の配置です。まちづくり総合委員会でも有害鳥獣のことを農業の取組として書いてほしい。との意見がありました。全国で深刻な事態となっています。私もさきの12月議会で専門員の配置を求めましたが、やっと町も県も動き始めたようです。令和4年度県予算に入ったのかどうか、そうでなければ、町独自の配置を考えていないのか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 令和4年度の県対策の詳細についてでございますけども、戦略的鳥獣対策技術構築事業としまして、新規に取り組みれます。内容としましては、現在、専門員を配置しております、もしくは専任職員を配置しております市町の専任者に対する技術支援を行うものでございます。来年度につきましては、県内で3市町程度を選定して実施する予定となっております。北広島町におきましては、専門員並びに専任職員を配置してないため、事業の対象

にはならない状況でございます。町独自の対策としましては、専任職員等の配置がなかなか難しい状況ではございますけども、今後、他の市町の状況等踏まえながら検討していきたいと思っております。当面につきましては、捕獲班員を鳥獣被害対策実施隊員として任命しておりますので、専門的な任務に当たっていただき、対策強化に結びつけていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今説明されましたように、国がそういう交付金を作ったんです、被害防止対策の推進とジビエ利活用推進と。全国で122億円措置をしています。その中に、今説明のあった高度な知識、技術を有する捕獲者の育成、さらに専門員の育成というのも入って、県は、先ほど説明のあった措置を取りました。やっと動いたんです。しかし残念ながら北広島町にはその対象者がいないということで、その支援を受ける対象にならないと言われました。私12月に県で予算を組まれている時にそのことを指摘していたわけですよ。そういうことが動き始めた。業者に頼んでやるんだと町長の答弁もありました。何でその時に一生懸命専門員になる対象、町が言ってる専任者は、嘱託員や鳥獣被害対策実施隊員等となっております。ですから、先ほど言われた専門員や専任者でないんですよ。そうなる対象である人に対して技術支援すると言ってるんです。なぜ、そういう人を探さなかったんですか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 県におきましては、そういう情報もありましたけども、被害状況から言えば、北広島町も多い状況ではございましたので、県に対しましては、本町にも対象にしてほしいということは伝えましたけども、県の考え方としましては、基本的には、まず、令和4年度は、モデル的な事業のほうで開始していく予定にしております。その中で、令和7年度に向けて取組を強化していきたいというふうな話を聞いております。いずれにしても、県の事業を活用いたしまして、一緒になって有害鳥獣対策するに当たっては、そういった専門的な配置のことが重要となってきますので、現在、他の市町の状況等についても、今後県内にも入れられている市町がおられます。そういったところでまずは情報収集しながら、本町でどういった対応ができるか、そういったところを今整理しながら、今後につきまして、どういう体制ができるかについては検討していきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 深刻に考えているんですかね。指摘をされながら、一生懸命探そうともしないんですよ。その姿が県を動かすんですよ。それで県に対して、こういう人を準備するから、ぜひ対象に入れてくれというのが普通じゃないですか。だから、やっぱり鳥獣被害というのは極めて皆さん心配をしておられます。国が交付金制度を設けていってるわけですから、令和4年度はだめでも、いつからやるつもりで人を確保しますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現在考えておりますのは、先ほど言いましたように、早急に他の市町の状況についてお伺いしたり、あるいは電話等で問い合わせしながら、どういった人を確保していますかと、ここらについてを把握していきたいと思っております。それと踏まえまして、来年度の事業、県が行います事業につきましても、参加することが可能というふうに聞いております。ですからそういった取組をしようとするところにつきましては、視察等もしながら、どういった取組ができるかについて研究していきたいと思っております。併せまして、先ほど

言いましたように、本町のそういった専門員をどういった業務をしてもらうか、地域の課題にどう取り組んでもらうかについてを今早急に整理をしていきたいというふうに思っております。その中で、どういった人員が配置が必要なのか、そういったことにつきましては、組織的なものもございますので、そういったところと内部でも協議しながら、どういった形で対応できるかについて早急に検討していければというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 遅いですよ、本当に。本当やる気があるのかなと心配します。町長どうですか。どうして専門員を確保して技術支援を受けられるようにするか、町長のお言葉はないんでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほども担当課長から申し上げましたけども、本町には鳥獣害対策詳しい人もおられますので、そういった人にある程度任命して、そういう役割を果たしていただければ、ある程度のところまでは集落へ入って進むんじゃないかと考えておるところであります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 動くということなんで、受けときましょう。もう1点、生物多様性の保全と持続可能な循環型社会の形成というところのごみの問題です。事業系一般廃棄物の排出量の削減率はその基本計画の中で目標値が9%削減になっていますが、現在、芸北広域環境施設組合では、これまでの取組を反省し、他自治体と比較して多い、事業系燃えるごみの大幅削減を目指しています。この削減は、施政方針で表明された脱炭素の取組や今後の焼却炉のあり方を考える上で非常に重要な問題です。そのためには、組合と市町で協力して、事業者訪問や資源回収の仕組みを考える必要があります、その推進を私はこの間繰り返し提案してきました。しかし後期基本計画では、設定した目標値を達成し、成果につながるべく取組を進めていくということ、以前と変わっていません。これでは事業系燃えるごみを減らすことができないんじゃないかと心配します。なぜ事業系燃えるごみが削減できないのか。また目標の見直し、後期基本計画での具体的な計画について施政方針でも触れられていないため、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 前期基本計画では、事業系一般廃棄物の排出量の削減率目標値を5%としております。令和2年度の実績値では、平成27年度の基準値から6.6%の削減となっております。計画目標は達成されておりますが、安芸高田市と比較すると削減率が低い状況であることも認識しております。事業系ごみというのは、事業所のごみのみと思われがちですが、アパートの家庭からのごみを許可業者が収集する場合も事業系ごみとなります。ここ数年、コロナ禍により事業活動が制限され、事業所のごみの量は減少しておりますが、一方、町内で新築アパートが増えていることから、アパートからのごみは増加しているという傾向があることも事業系ごみが減らない要因の一つと思われれます。次に、後期基本計画の目標の見直しについてですが、家庭ごみ、事業系ごみをそれぞれ9%削減することを目標としておりますが、これは平成28年度に芸北広域環境施設組合が策定したごみ処理基本計画の目標数値に準拠したものです。実際のごみの量ですが、令和2年度は事業系ごみが減少し、家庭ごみは増加しています。本年度は、逆に事業系ごみが増加し、家庭ごみが減少する予測となっております。このような状況から、まずは、ごみ処理基本計画に準じた目標数値達成に注力することを考えておりますので、目標の見直しについては考えておりません。引き続き、ごみの減量化やリサイクル

に向けた取組をしております。次に、後期基本計画においてもこれまでどおり芸北広域環境施設組合及び安芸高田市と連携し、取組を進めてまいります。特に事業系ごみの削減については、オフィス古紙の回収ルートの整備や生ごみ多量排出事業者への資源化協力要請等をさらに強化していく予定です。また、連携事業に加え、町の取組として、多量排出事業者を訪問し、事業所ごみの減量化に向けた協力をお願いをすることを検討しております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 事業系ごみでアパートの問題が今出されました。これは私も認識薄かったんですが、これ結構混ざっていると。それで、パッカー車で回って事業系ごみとして廃棄して、そのままいくということで、結構分別もされておられないようです。そこに対するきちっとした行政としての周知や説得とかそれはあるでしょう。ただども事業系ごみの多くは、まさに事業者です。安芸高田市の例をされましたが、安芸高田市は、コロナの影響で1割減ってるんです、この間。ごそっと減ってるんですよ、飲食店が多いというのもあるでしょ。だけど北広島町はほとんど変わっていないんです。9%の目標というのは、先ほど言われましたように、昔の目標です。その後、これじゃだめだということで、本格的にやるべきだということで、料金を70円から90円に引き上げたわけです。これだけじゃない、やるべき方向は、先ほど言われました一般廃棄物ごみ処理基本計画にほとんど書いてあります。これがされていけば、かなり減るんじゃないかと。はっきり言えば、事業系ごみはゼロになってもいいぐらいです。例えば2019年2月、きれいセンターで搬入されたパッカー車の7.75t、4、5台分だと思いますが、それ全部開けて、全部分析をしたそうです。詳しくは言えませんが、新聞、段ボールはだめだと言われてますので、入っていません。それ以外の資源ごみ、生ごみ、紙ごみ、紙おむつ、手つかず食品、プラ容器合わせますと4割以上がパッカー車で燃えるごみとして廃棄されているんです。そこをきちっとやるためには事業者訪問しなくちゃいけない。だけど大手の2社しか去年、一昨年ですか、やったきりです。たくさん事業者に対してやっていく。さらにそのために資源物は商工会と協力して回っていくというのも以前提案させていただきました。そういう仕組みも含めて相談をして、本気になってやらないと、大変なことになってしまうんじゃないかと思います。最後に町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ごみの問題ではありますが、事業系ごみにつきましては、別途の働きかけをしていきたいと思っております。これまでも行っていく予定にはしておったわけですが、コロナ禍の中で、なかなか難しかったというところがあります。分別してあっても、ごみと一緒に運ばれるというような課題もありますので、ぜひここは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 町長の決意を聞きました。それに見合う体制をつくれるように、引き続き注目していきたいと思っております。以上で、一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案の訂正

- 議長（湊俊文） 日程第2、議案の訂正についてを議題とします。訂正の理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案の訂正について説明します。議案集の75ページをお願いします。令和4年3月3日開催の令和4年第1回北広島町議会定例会に提案した議案第18号の財産の無償譲渡におきまして、内容の一部に誤りがありましたので、次のとおり、議案の訂正を申し出るものであります。内容につきましては、財産の表示、（1）建物の面積、住宅1号2号、49.59㎡とある記載を住宅1号49.59㎡、住宅2号49.59㎡に訂正をお願いするものです。議案の提案に当たりましては、今後十分な精査を行い、このようなことのないよう、再発防止に努めてまいります。訂正につきましてよろしくお願いたします。
- 議長（湊俊文） これをもって訂正理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、議案の訂正については、これを訂正することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。なお、次の本会議は22日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願をいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 33分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~